

# 大分県農業経営基盤強化資金実施要綱

## 第1 目 的

この要綱は、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法に基づく認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の振興に関する法律に基づく認定に係る経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法に基づく認定に係る果樹園経営計画を含む。）を達成しようとする農業者に対して農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A665号農林水産事務次官依命通達。以下「国の実施要綱」という。）に基づき融通する長期資金である農業経営基盤強化資金（「スーパーL資金」と略称し、以下「本資金」という。）について定めるものとする。

## 第2 対象となる経営改善計画

この要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

## 第3 利子助成内容及び利子助成条件等

本資金の利子助成対象者、利子助成金の使途及び利子助成の条件等は、次のとおりであるが、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫が定めるところによるものとし、利子助成費補助金の交付については、別に定める「大分県農業経営基盤強化資金特別利子助成事業費補助金交付要綱」による。

### 1 利子助成対象者

次に掲げる農業者とする。

- (1) 第2に定める農業経営改善計画の認定を受けている者。ただし、簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）
- (2) (1)の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者。ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。

### 2 資金使途

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は別表に例示するとおりとする。

- (1) 農地等の取得
- (2) 農地等の改良等
- (3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- (4) 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- (6) 家畜・果樹の導入、農地貸借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善の前提として経営の安定に必要な長期資金
- (8) 知事が特に認めるもの

### 3 貸付限度額

本資金の貸付限度額は、国の実施要綱第3の3に定めるとおりとする。

### 4 融資率

融資率は、当該事業費の100分の100以内とする。

### 5 利子助成率等

#### (1) 平成22年3月31日までに貸付決定が行われた本資金

知事は、本資金を借り受けた認定農業者の負担金利を農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領（平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産省経済局長通知）に示す金利水準まで引き下げするため、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）第3の1の(1)に定める利子助成を差し引いた2分の1について市町村が利子助成を行う場合に限り、償還完了まで必要な額を助成するものとする。

#### (2) 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金

知事は、本資金を借り受けた認定農業者の負担金利を0%に引き下げするため、利子助成事業実施要綱第3の1の(1)に定める利子助成を差し引いた2分の1について市町村が利子助成を行う場合に限り、貸付当初5年間、必要な額を助成するものとする。

#### (3) 平成24年4月1日以降に貸付決定が行われた本資金

知事は、本資金を借り受ける認定農業者については、国の実施要綱第4の(7)に定めるところにより県の利子助成は行わない。

### 6 償還（据置）期間

償還期間 25年以内（うち、据置期間10年以内）

### 7 貸付方式

本資金の貸付は、受託金融機関から農業者への直接貸付のほか、必要に応じ農協又は大分県信用農業協同組合連合会を通じた転貸貸付によるものとする。

### 8 償還方法

本資金の償還方法は、年賦償還にて元利均等償還若しくは元金均等償還とする。

### 9 融資機関

本資金の融資機関は、受託金融機関とする。

### 10 その他

(1) 特定の定めのある場合を除き、国及び地方公共団体等から補助金の交付決定を受けた補助残事業費部分についてもこの資金の利子助成対象とすることができるものとする。

(2) この融資によって、「ハウス（園芸）施設」等を建設する場合、農業災害補償法に定める特定園芸施設・附帯施設に該当するものは、園芸施設共済又は建物共済の農業共済に加入するものとする。

#### 第4 融資目標額

知事は、毎年度資金需要動向を勘案し、融資目標額を定めるものとする。

#### 第5 事務の委任等

利子助成にかかる事務については、農業者から事務の委任を受けた窓口金融機関及び受託金融機関がこれを行うものとする。

ただし、第3の7に規定する直接貸付の場合は、平成26年3月31日までは農業者が直接これを行い、平成26年4月1日からは利子助成を行う市町村がこれを行うものとする。

#### 第6 利子助成補助金の返還等

知事は、本資金を借り入れた農業者が、その資金の用途について、次の各号に該当すると認めるときは、利子助成金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この利子助成金に係る借入金をその借入れの目的以外に使用したとき。
- (2) この利子助成金に係る借受者が第3の1で定める利子助成対象者でなくなったとき。
- (3) 融資機関等がこの要綱に違反したとき。

#### 第7 報告及び調査

知事は、必要に応じ融資機関等及びこの資金を借り受けた農業者から報告を求め又、調査することができるものとする。

#### 第8 その他

この要綱の施行において必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月4日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月5日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。